

マイナンバーってなに？

制度の中身と、本当のねらいとは…？

くらしを守るために対応策を知ろう！

日時 2016年2月1日(月) 10:30~12:30

場所 盛岡市勤労福祉会館3階 研修室

(盛岡市紺屋町2-9 電話：019-654-3480)

※東北電力盛岡支店斜め向かい。会館には駐車場がありませんので、お車の方は、近くの有料駐車場をご利用ください。

参加
無料

学習会講師

石橋 乙秀 弁護士

いしばし おと ひで

《講師紹介》

昭和27年生まれ。岩手弁護士会所属。平成12年、22年岩手弁護士会会長。消費者問題対策委員長として、長年、消費者権利を守り拡大するために尽力。震災後は、岩手弁護士会災害対策委員長としても被災者の債務問題の解決にも奔走されている。

昨年10月から共通番号（マイナンバー）が全世帯に通知され、1月1日からは制度の運用がはじまりました。赤ちゃんから、お年寄りまで国民全員につけられた番号。その後写真入りの「カード」を既に作った方もいるかと思います。

「カード」を作った方も、まだ不安で作っていない方も、この制度のねらいや中身、メリット・デメリットを知って、これからの対応について考えてみましょう。

講師の石橋弁護士は、昨年の消費者大会で、マイナンバーが私たちのくらしにどう関わってくるのか、何に注意したほうがいいのかを分かりやすく話してくださり、大変好評でした。今回は、もう一度聞きたいという要望に応えての学習講演です。「誰に聞けばいいのかわからない」という不安の解消の機会にもしましょう。

どなたでも参加できます。お誘いあってご参加ください！

1月4日 岩手日報より



徴収強化 女性には反対多数

主催：くらしを考えるネットワークいわて（以下8団体）

いわて労連、岩手県学校生協、新日本婦人の会岩手県本部、岩手県生協連、いわて生協、岩手県商工団体連合会、盛岡医療生協、岩手県消団連

事務局

岩手県消費者団体連絡協議会 電話：019-684-2225 FAX：019-684-2227